

令和元年度

第 12 回

亀山市立図書館整備推進委員会会議録

令和元年度 第12回亀山市立図書館整備推進委員会会議録

日時 令和2年2月26日（水）13時30分 開会

場所 青少年研修センター 1階 集会場

出席者 服部教育長、横山委員長、中井副委員長
川辺委員、栗本委員、豊田委員、寺田委員、鈴木委員、笠井委員、
永井委員、大澤委員、亀渕委員、青木委員、草川委員

欠席者 片岡委員、川口委員、山本委員、佐久間委員、井分委員

事務局 亀山市教育委員会生涯学習課 亀山参事、小坂、駒田
亀山市立図書館 井上館長、服部

■開会

【事務局】 ・傍聴者（1名）、第12回亀山市立図書館整備推進委員会を開催する。配布資料を確認する。

1. あいさつ

【教育長】 皆さん、あらためまして、こんにちは
お忙しい中、ご参集いただきましてありがとうございます。
亀山市におきましては、現在インフルエンザによる学級閉鎖が相次いでいる状況でございます。また、新型コロナウイルス感染拡大についても非常に心配しているような状況ではございますが、卒業式については、今の状況に変化なければこのまま予定通り開催になろうと考えているところでございます。
図書館整備に関しましては、先日、「朗読」の良さを味わうワークショップを開催させていただきました。予想以上の参加者にお集まりいただきまして、盛況のうちに終わることができました。また、資料でご案内文を添付させていただいております、3月1日（日）開催予定の第10回図書館市民ワークショップにつきましても、感染拡大することなく、開催することができたらいいなと強く願っている次第でございます。

これまで、回を重ねて検討いただいております新図書館の管理運営方針案及び蔵書計画案については教育委員会でも、この整備推進委員会での審議状況をお伝えしながら、協議させていただいており、本日もご提案させていただく部分につきましては、概ねこの通りに進めるようにとのご意見を頂戴しております。

本日の会議で、整備推進委員会での最終のご議論をいただいて、まとめに入りたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

簡単ではございますが、これで挨拶とさせていただきます。

【横山委員長】

皆さん、こんにちは。

今、教育長がおっしゃったことに尽きると思ひますので、加えて申し上げることは特にございませんが、今年度最後の図書館整備推進委員会ということになりますので、最終確認をして有終の美を飾りたいと思ひております。よろしくお願ひいたします。

3. 報告事項

・第11回図書館整備推進委員会議事録の確認

【横山委員長】

前回の図書館整備推進委員会（11回）の議事録がお手元にあるかと思ひます。この内容につきましては、確認後、市のホームページで公開されることとなります。修正を要する部分等ございましたら、この場で事務局にご報告いただければと思ひます。

私が修正してほしいと考えている部分は、些末な事ですので、後々、事務局に直接報告いたします。

（特になし）

・第9回市民ワークショップ報告について

（令和2年2月9日（日）開催：「朗読」でスッキリ爽快な気分！！）

【事務局】

小坂

前回、2月9日（日）に行われました第9回図書館市民ワークショップ・講演会について、ご報告させていただきます。

亀山市在住の一般社団法人日本朗読協会 代表 原田 里美 様を講師にお迎えし、「朗読」スッキリ爽快な気分！！”というテーマでご講演いただきました。

これまでの図書館市民ワークショップは、議題となるテーマが

設けられ、グループに分かれた参加者同士がその場で意見交換をする手法を取っておりましたが、今回は「図書館での活動」「本・読書との出会い」などのソフト面に重点を置くこととし、声に出して本を読む「朗読」に着目するに至りました。

37名の方にご参加いただき、

- ・朗読のポイントとなる部分の説明を聞いて、大変有意義だった。
 - ・声を出して発声練習等をしていくなかで、これまで知らなかった朗読という活動により注目していきたいと思うようになった。
- など、様々な感想/反応がございました。詳細は資料のとおりです以上になります。

3. 協議事項

(1)：資料1 亀山市立図書館管理運営の基本的な方針（案）について

【横山委員長】

それではメインとなる協議事項に入っていきたいと思います。事務局より、前回から変更になった部分について、重点的に説明をお願いいたします。

【事務局】

亀山参事

それでは、資料1の亀山市立図書館管理運営の基本的な方針（案）についてご説明申し上げます。この資料は、本委員会でご協議いただきました、亀山市立図書館管理運営の基本的な方針について集約したものでございます。内容につきましてはこれまでのご意見を踏まえて整理させていただいておりますので、今日はそのご確認をいただきたく存じます。

まず、めくっていただいた最初の目次“はじめに”は、従前からお示しさせていただいているものをそのまま載せさせていただいております。1Pにつきましては、この方針策定の意図、更に整備基本計画における新図書館に求められるサービスおよびこの実現にあたり附帯すべき機能を掲げさせていただいております。

次に3Pをご覧ください。2の“管理運営体制の検討と基本的な方向性”についてですが、これまでの整備推進委員会でご審議いただいた内容にあたるものでございます。2-1と2-2については、それぞれ「管理運営の基本的な考え方」「管理運営・体制の構築」という面で、基本計画で示した考え方を集約しています。

2-3の“開館時間等”の内容につきましては、同じく当委員会で議論いただき、一定の結論として出したものを改めてお示し

しております。(1)開館時間については、午前9時から午後8時までとしています。この時間については、平日と土日祝日等との差を設けず開館日はすべて同一の開館時間とします。また、駅前という場所の利便性、“学び”や“地域活動”の拠点としての一面に配慮し、展示・休憩スペース、多目的室、エントランスホール、トイレなどの展示交流エリアにつきましては、図書館閉館後も引き続き午後9時まで開放するものとしています。なお、夜8時までの開館時間につきましては、青少年の安全面や公共交通機関の発着時間等を考慮に入れたうえでの提案となっております。

4P(2)の開館日につきましては、現行と同じく、週一日の休館日、年末年始、図書整理期間を除いた約290日としております。ただし、先ほど申し上げました展示交流エリアにつきましては、年末年始以外の休館日は開放するものとしています。

2-4の“貸し出し点数”については現行よりも拡大するものとして、提議させていただいております。5Pの2-5“利用者”については、概ね現行通りではありますが、隣接市にお住まいの方も利用者登録ができるよう要件を拡大する方向で整理させていただきました。

2-6の“先進技術の導入による省力化”は、将来的な展望も含め(3)の自動書架以外は導入を進めるものとしします。ただ、これらにつきましては、最終的には財政的な課題もありますので、事務局の方で最終調整させていただき旨をあらかじめご理解賜りますようお願いいたします。

8Pの2-7“館内での飲食”については、場所など一定の制約の下で原則可能とします。

2-8“組織体制”の(1)業務体制については、これまでの議論を踏まえて、今後の図書館サービス提供などの主たる業務に即して管理担当と図書館サービスの二つの部門を想定しました。9Pの(2)職員人数算定の目安では、Aにおいて基本計画で示した職員想定数の19.8人を、Bでは試算ではありますが現在の図書館での経験的な業務時間と想定される業務量をもとに一日のスタッフ数を17人と想定しました。なお、この人数にシフト勤務の人数は含んでいませんし、機器類の導入などによる省力化によって変動する要素も含んでいます。

10Pの2-9“安全管理体制”については、今後の危機管理マニュアルの作成に当たって、留意すべき事項を挙げています。駅前という立地を踏まえて、様々なことが想定される中で必ず整備しておくべきものという認識でおります。

2-10の“民間活力の導入”の可能性については、基本計画で示した検討を行う理由についてお示しております。そのうえで、2-11“管理運営の手法の検討”として前回の本委員会までの検討いただいた内容とご意見を要約いたしました。

この検討を踏まえて、2-12の“新図書館における管理運営の方向性”について、直営と一部を業務委託とするものとし、その理由をお示しております。

この案につきまして、本日ご確認をいただき、いただいた指摘事項などを調整して、今年度中に教育委員会で議決をいただきたいと考えております。また、次年度におきましては、この方向性に沿って図書館でのサービス提供や管理運営の詳細を示した「市民読書活動計画」を作成していく予定です。

以上、資料1の説明とさせていただきます、ご意見など賜りますようお願い申し上げます。

【横山委員長】

ありがとうございました。

提案していただいたものが、内容通りに実施されるかは、実施主催者の采配等によるところですので、分からない部分もありますけれども、当委員会としましては、様々なことを考えてきた現段階における最大の成果として、当該案をお示ししていきたいと考えています。

最終確認ということですので、何か意見等ございましたら、よろしくお願ひいたします。

【笠井委員】

資料全ての内容に目を通しきれたわけではありませんが、今説明のあった資料および後に説明があるだろう蔵書計画案含めて、「基本」という言葉が10個ほどでてきます。“基本方針”等の表現については理解できますが、何に対しての「基本」なのか理解できないものも少なからずあるように感じますので、必要性の低いものについては、外してもらうなど、分かりやすい表現にご配慮いただければと思います。

【横山委員長】

事務局より、説明あれば、お願ひいたします。

【事務局】

亀山参事

ご指摘のように「基本」という表現が提案の中で、数多く使われている現状についてですが、“管理運営の基本的な方針案”を例

在住の方が亀山市立図書館の資料を借りれるようにするといった解釈で良いのでしょうか。

それはつまり、今現在、亀山市が他市と提携して、貸出可能になっている図書館はない現状で、相互に貸出可能となるような体制づくりに向けて協議を進めていくということによいのでしょうか。

【事務局】
亀山参事

当然、その部分につきましては当市から他市にお願いしていきたいと考えています。ただ、各市の事情もありますので、必ず叶えられるものではないだろうと思っております。

現行図書館では、利用者要件として亀山市内在住・在学・在勤という一定の条件を設け、他市の方は閲覧できても、貸出はできないという状況になっております。現在、県内外の図書館の状況を調べておりますが、近接市については貸出可とする館も増えてきておりますので、その流れを踏まえて関係構築に繋がればと考えている次第です。

【川辺】

近接市住民へ貸出可能としている場合、ほとんど、相互にサービスが成立しているはずです。だから、亀山市だけが一方的に門戸を広げるのはおかしいと思いますし、そこは他市と対等な関係を築いたうえで、利用者の要件拡大を実施するべきではないかと考えます。

もう1点は、亀山市立図書館のカードを持っている場合、通常のリクエスト（取り寄せ依頼）とはまた違う、県内いくつかの図書館の本をオンラインで取り寄せることができる制度があります。あれは、仮に亀山市立図書館に読みたいと思った本の蔵書がなかった場合、借りたい本を持っている対象図書館に亀山市立図書館の貸出カードで予約をかけて、直接届けてもらえるというものなのではないでしょうか。

【事務局】
服部

三重県立図書館の県内の図書館の蔵書検索が可能な横断検索システムを利用したオンライン予約取り寄せサービスで、横断検索画面から取り寄せ申込をしていただくと、一旦亀山市立図書館で借りたい本のリクエストを受け付けて、亀山市立図書館から対象

本を持っている図書館に依頼を出したうえで、取り寄せる形になります。

【川辺委員】

出版以降7カ月以降などの制約はあったと思いますが、つまり、連携している複数館の蔵書であれば、ウェブ上でリクエストすることが可能ということなのではないでしょうか。

【事務局】

服部

可能となります。県立図書館のホームページを通じて行ったリクエストが亀山市立図書館に届き、そのまま通常のリクエスト手続きに入る形になります。窓口まで来て頂く必要がないことや県内図書館に蔵書があることが分かった状態で確実なリクエストを行うことができる点などが通常のリクエストと違うメリットとして挙げられますが、確実に貸出できるかは、所蔵館の都合もありますので別の話になります。

【川辺委員】

実際、この制度はどれほどの利用者に活用されていますか。

【事務局】

服部

多くの方々に利用していただいております。

【川辺委員】

そうですね、ありがとうございます。

最後に、7Pのマイキープラットホームについてですが、趣旨はITプラットホーム導入に向けたシステム構築なので、開館時に作るものではないとはいえ、マイカードについては、やはり問題だと個人的に思っています。個人情報課題や取得率の伸び悩み等があるなかで、成果が未だはっきりしない政策を先取りして、ここの方針内で打ち出していくのはおかしいと思います。

【横山委員長】

使いたい人が使うという形で良いのではないのでしょうか。

【川辺委員】

使いたい人が使えるということは、逆にとれば、図書館という公共のものが、その制度に反対の立場の人間が受けることができないサービスを提供することになってしまうのではないですか。それが果たして正しいのかという点、また、扱いが完全でないものを亀山市立図書館が市民サービスとして採用すべきなのか

という点については、かなり疑問です。

【事務局】

亀山参事

これにつきましては、いつ導入するといった具体的なスケジュールがあるものではなく、あくまでも将来的には、想定をしておくべきことの一つという認識でいるところです。いずれ時期が来るだろう検討事項として記載させていただいたにすぎず、今すぐどうこうという話ではないと捉えております。ただ、先端技術の話ではありますので、状況を見ながら、予測的に対応していければと考えている次第です

【川辺委員】

この場合、個人情報の問題に関わってきます。全国の図書館の方々も、様々な懸念があることですので、慎重に扱われているものと思いますが、そういった中で新図書館の管理運営における基本的な方針でその導入について謳う必要があるものなのでしょうか。

【横山委員長】

マイナンバーカードの是非の話になると、委員会の議題としては飛躍してしまいましたが、国家が推進している政策ですので、それに対応する形を検討できる体制にしておくこと自体に問題があるとは思えません。

【川辺委員】

「国家の政策」というのは理由に値しないはずで、図書館は本来、個人情報を守るという立場にあり、「図書館の自由宣言及び図書館法」というのは、民主主義と憲法に基づいているものであって、国家の政策に従うということを謳ってはいないはずで、

【横山委員長】

マイナンバーカードでは、個人情報は保護されないのですか。

【川辺委員】

保護されないと言っている訳ではなくて、現段階で既に懸念/課題がある事項であるにもかかわらず、ここで導入を謳うべきものなのかということ指摘しているのです。「国家が推進している政策だから従います」では、図書館は駄目ではないですか。

【横山委員長】

それはマイナンバーカードの問題であって、新図書館の問題で

はないではありませんか。

【川辺委員】

別個の問題ではないはずで、国家の政策に対して、図書館は中立であるべき教育施設です。

【笠井委員】

マイナンバーカードに関して、個人情報保護の点で懸念があるということについては、全く分からないわけではありません。図書館が扱う本の貸出記録等の個人情報については、それをマイナンバーカードそのものに落とし込んでいくのか、もしくは図書館側の端末に落とし込んでいくのか、利用者カードを別個にするのかという違いだけでも仕組みや在り様が大きく変わってくるものと思います。しかし、それらの問題点は、専門家が対応するべきものであって、私たちがすべきは、この場で議論するというよりも、割り切って話し合うことなのではないでしょうか。現時点では利便性の追求という観点から、導入等を今後検討すべきものという扱いとすることで良いように思います。

【川辺委員】

情報提供依頼者が仮に警察であっても、開示するにあたっては図書館の判断に重きが置かれるぐらい、情報を守るという姿勢が維持されてきた施設です。利便性の追求といった面で導入という方向を考えるのであれば、“個人情報を守る”という点についても譲らない旨を記載してほしいです。

【鈴木委員】

今現在、マイナンバーカードから個人情報が漏れたという事案は発生していません。ましてや、取得率についても数十パーセント程度と聞いております。

将来性があるものと認識しておりますし、それに付随する不安要素の存在も否認ませんが、それに神経を使いすぎると何もできなくなってしまうのではないのでしょうか。また、個人情報の取扱いについては、図書館に限ったことではないため、この場で議論するものではないように思います。

心配はあるものの、進められているものに対して、対応できる体制を整えておくということ、あくまで、新図書館開館以降の未来構想の結果、ここで示されるに至っているという捉え方で良いと

思います。

【事務局】
亀山参事
ご指摘いただきましたように、必ず導入しなければいけないというものでは決してありません。ただ、将来的な利便性という点において、利用者に求められることもあろうかと思しますので、想定しておく必要はあるという考え方のもと、あえてお示しさせていただいたものということで、ご理解いただければと存じます。

【横山委員長】
ほかにございますでしょうか。

【栗本委員】
今年の夏、図書館に行ったら、学習室目的の学生含めますが、利用者の数が多く、子ども向けの児童書も多く貸し出されていました。検討や協議を重ねた結果、現行図書館より開館時間が長くなるということですが、加えて希望を申し上げますと、利用が多くなる傾向にある夏休み期間中だけでも、毎日開館してもらえると、子どもを持つ親としては大変助かるのではないかなと感じています。

【事務局】
亀山参事
おっしゃっていただいた希望内容を方向性の中に明記するのは難しい部分もあろうかと思えます。但し書きの部分に記載されています「館長が必要と認めた時」の内容をうまく応用して、利用実態に応じて柔軟に対応していければと考えているところです。

【栗本委員】
是非、ご検討ください。

【中井副委員長】
表紙には「亀山市立図書館管理運営の基本的な方針」と“の”が入っていますが、1Pには「亀山市立図書館管理運営基本方針」とあります。どちらが正式名称でしょうか。

【事務局】
亀山参事
“の”が入っているのが正式名称です。整合するようにします。申し訳ありません。

【大澤委員】
4Pの【参考】というところで、列車の到着時刻を示した表があるのですが、1Pで「開館時間については…9時から20時と

します。なお、展示交流エリアについては、開館時間を9時から21時とします。」と言及していますので、21時以降の到着時刻を明記する必要はないのではないのでしょうか。

列車の方面名についてですが、「加太方面」とありますが、「関・加太方面」にしたほうが分かりやすいのではないかなと思います。また、バスについても「三重交通」ではなく「三重交通バス」とした方が読み手に伝わりやすいかと思います。また、バスにおける各方面名については、市内の行き先で統一されていますが、実際に表記されている方面名も括弧書きで追記するなど、整理した方がよろしいかと思います。以上です。

【横山委員長】

ご指摘のあった内容については、修正するようにしてください。細かい部分については、事務局に最終確認をお願いするとして、他に何もなければ、委員会としては内容を確認したということで進めさせていただきます。以降、お気づきの点があれば、事務局の方に直接ご連絡いただきますようお願いいたします。

それでは、次に行く前に図書館の視察に行かれた方がみえますので、報告お願いいたします。

【鈴木委員】

まちづくり協議会の関連で、駅前の明石市立図書館を視察させていただきました。スタッフの方についてもらって30分ほどご案内いただきましたが、中身を見ると、今現在、我々が考えている新図書館の構想に近いものがありました。人口の違いはあるものの、駅前という立地で、市内の施設で例を挙げるならば、総合保健福祉センターあいあいと図書館が複合されたような施設でした。市役所が離れているため、行政サービスの窓口が施設内にあったり、更なる読書推進のため民間の書店が入っていたり、それぞれのゾーンが目的・構想をもっており、それが形として再現されている印象を受けました。

市の直営ではなく、民間の専門業者が運営に入っていましたが、スタッフのレベルは高く、こちらの問いかけ等にも要領よく対応していただきました。

非常に有意義な時間を過ごさせていただきました。資料については、パンフレットの写しを添付いたしましたので、内容をご確

資料を計画的に収集、維持し、保存していくための指標として、骨子案としてお示しさせていただいた蔵書の内容と具体的にどのような資料が必要なのかを整理し、基本方針ごとに記述しております。

まず、「子ども・青少年の育みを支え、見守る読書活動」では、3つの方針にまとめております。これは、第3次亀山っ子読書推進プランを進めるなかで、具体的な資料収集の方向性を示す内容としました。

次に、「知との出会いとその蓄積の場の創出」では、4つの方針にまとめました。これは、亀山市の特徴や特質から見た資料構成を示すもので、地域を知る・学ぶ視点、地域課題を解決する視点、地元を中心としたビジネス支援の視点、これらを包括するレファレンスに活かせるコレクション群を充実させる内容としました。

3つ目は、「市民の誰もが集える場の創出」として、4つの方針にまとめました。これは、市民のゆるやかな居場所づくりや交流を主なテーマとしており、図書館が居場所の提供に加え、誰もが自由に往来する交通の要衝となるように、図書館を核として本や人の出合いやつながりが広がる場の創出を期待する内容として考えております。また、それぞれの分野別、分類別の詳細な基準については、別に定め運用していくものとし、蔵書整備の年度別スケジュールの概略を示しております。

10Pからの第3章は、蔵書保存方針を示しました。資料をいつでも提供できるようにすることと、永続的に保存していくことは図書館の重要な使命であり、それを具現化していくための基準として示しています。新図書館の開館に向け、この基準に基づき資料を選別し、保存と除籍を進めていくこととなります。この案につきまして、本日ご協議いただき、20日に開催された図書館運営委員会でいただいたご意見と併せて内容修正を行ったうえで、3月に開催される定例教育委員会に上程し、最終的な議決をいただきたいと考えております。

以上が蔵書計画案の概要でございます。本案については内容に不十分なところ、語句の修正などあろうかと存じます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

【事務局】
井上館長

ご意見を頂戴する前に、20日の図書館運営委員会で頂きましたご指摘の内容について、報告させていただきます。

・他の自治体で作成しているところは少なく、作成を行うことは非常に喜ばしい。

- ・健康都市など、亀山市の特徴を捉えた計画にしてほしい。
 - ・内容において、前半部分は厚みがあるのに対して、後半部分は薄い印象を受ける。
 - ・選書担当の異動等によって、解釈に変化が出てしまう内容になっているのではないか。
 - ・地域資料の収集の捉え方として、1箇所でも亀山市の記述があれば集めると読めるが、どの程度集めるのか。
 - ・行政資料等、図書館でしか収集できない資料もありますので、市民が気軽にみられる蔵書収集をしてほしい。
- 以上が概ね、運営委員よりご指摘いただいた内容になります。

【横山委員長】

ありがとうございます。今の説明を受けて、ご意見等ございましたら、よろしく願いいたします。

【笠井委員】

【種類別資料の収集基準】の中に「図書館利用に障害のある人のための資料」という項目があります。それとは別に、【子どもの感性と生きる力を育む資料】として、読書弱者とされる方も読書を楽しめるように配慮した資料について言及されています。子どもにとって、弱視によって本が読めないというのは理解しやすいかもしれませんが、発達障害や識字障害によって事実上を本が読めないというのはイメージとして結びつけるのが難しいように思います。むしろ、これらの内容は全て「図書館利用に障害のある人のための資料」にまとめていただいた方がよろしいのではないのでしょうか。また、この項目において例示されている資料からは、視覚障害者に向けたものが主になっているような印象を受けますが、大人の発達障害者や識字障害者の方もみえますので、その部分の内容をより具体的に示していただきたいと思います。

【子どもの感性と生きる力を育む資料】の項目については、“子ども”という部分にのみ該当する内容を抽出して、整理していただいた方が、資料全体としてバランスの良い表現になるのではないかと考えます。

【川辺委員】

あらゆる年齢層の読書弱者のための資料収集を進めることと、発達段階に沿いつつ、同様の配慮を必要とする子どもたちのための資料収集を進めることは、児童書コーナーを一般書と別で設けるのと同じで、子ども向けにより詳細化したものとして、分けておくべき内容ではないでしょうか。

【事務局】
井上館長

ご指摘ありがとうございます。資料における5P（ク）の項目につきましては、全体的に配慮を必要とする方向けの資料を網羅していくというような表記と捉えています。また、6Pの【子どもの感性と生きる力を育む資料】の項目につきましては、「亀山市らしさ」の特徴として、重点的に推し進めていきたい内容を提示している構成となっておりますので、ご理解賜りたいと思います。

【笠井委員】

図書館の利用に障害のある人というのは、決して、弱視の方だけではありません。事務局としてもそういった捉え方をしていないとは思いますが、資料上は 目の不自由な方のみスポットライトがあたっているような印象を受けてしまいます。

【事務局】
井上館長

決して弱視の方のみを想定している訳ではありません。図書館に来たくても来れない人、例えば妊婦さんなども図書館の利用に障害のある人として挙げられると思います。改めて表記を考えさせていただきますが、この計画は蔵書に関する計画ですので、図書館サービスの内容等については、別の方針等を設定するものとしてご理解賜りたいと思います。

【鈴木委員】

言葉の綾の話ではありますが、最初に「図書館利用に障害のある人のための資料」といった形で、大きな枠で示されているにもかかわらず、後になって同様の内容が別の表記で記されていると、違和感を覚える方もみえるのかもしれない。なるべく、分かりやすくするよう努めていただければと思います。

【横山委員長】

これも、計画段階のものでありますので、柱としてはこうでも、細則や実際の現場ではしっかり配慮されるものと考えています。他にいかがでしょうか。

【寺田委員】

蔵書における多方面性に配慮しつつも、「亀山市らしさ」も維持される内容になっていきますし、表現云々については、再度整理してもらおうとして、概ねよいのではないのでしょうか。

【中井副委員長】

資料には、別途定めるものと記されていますが、蔵書計画においては、除籍の基準が肝要になってきます。

開館当初は余裕があったとしても、いずれ必ず満杯の状況が生まれますし、そうなった際に、どういった本を除籍していくのかが明確になっているのと、そうでないのとでは大きな違いになり

ます。内規という形での設定になるものとは思いますが、しっかり考慮していただきたいと思います。

周辺の地域の図書館の蔵書の内容については、県立図書館が一括して把握してもらっている部分もあろうかと思いますが。貴重資料等の収集・保管という図書館の本来の役割を果たすため、役割を振り分けたりする際、互いに相談できるシステムに対応可能な形の構築も併せてやっていただければと考えているところです。

【事務局】
井上館長

除籍の基準については、現行の図書館でも内規として持っているところですが、新図書館に向けて、お示ししている蔵書計画と共に整理構築を進めていければと考えているところです。

例えば、県下公共図書館における収集保管の役割分担等については、「ESSE」という雑誌の保管を亀山市立図書館で担っているところです。今後も、県内の他館及び県立図書館との整合性を保ちながら進めていくものとしていきたいと思っています。

【川辺委員】

7Pに「レファレンスに供する資料」の項目で、データベースのことについて触れてもらっているのですが、国立国会図書館とつなぐということについては内容に含まれているのでしょうか。

【事務局】
服部

元々、その旨を記載することも検討しましたが、別途作成予定であります図書館サービス計画の項目として取り扱うことにさせていただいた次第です。

【横山委員長】

いずれの内容も、それぞれの計画の中でしっかり留意されるものと考えます。他になれば、次に移らせていただきます。

4. その他

- (1) 資料：3 図書館整備スケジュールについて
- (2) 第10回市民ワークショップの案内

【横山委員長】

その他の項目について、事務局より説明願います。

【事務局】
小坂

資料3の令和2年度の図書館整備スケジュールについてご説明させていただきます。【資料に基づき、今後のスケジュールを説明】
現在、当初予算にて、作家や学識者を招いて新図書館の機運を高めるために開催する図書館フォーラム予算を新規事業として計上しております。また、次年度も引き続き市民ワークショップの

開催経費、新図書館に整備する亀山ゆかりの方を紹介する郷土資料コーナー等の展示設計業務を行う経費を計上しております。

管理運営については、大枠の方針は固まってきたものの、詳細な設計を組んで、開館に向けての業務の発注であったり、予算の整理であったりを順次進めてまいります。また、先程ご説明させていただきました図書館蔵書計画の中に記載してあります年次計画を進めるにあたり、大まかではありますがスケジュールを組ませていただきました。【資料に基づき、今後のスケジュールを説明】

それに合わせて、より詳細な協議も必要になってこようことから、整備推進委員会も4回程度開催を予定しているところです。説明は以上です。

【横山委員長】 第10回図書館市民ワークショップについても併せて、説明をお願いいたします。

【事務局】 【第10回図書館市民ワークショップ開催情報について、説明】
小坂 新型コロナウイルス等の懸念はあるものの、現在30名ほどの応募となっているため、予定通り開催の方向で進めております。以上です。

【鈴木委員】 「地域資料の収集」にあたっては、本のみのお話ではない部分もあろうかと思っておりますので、ほかの部署とうまく連携しつつ、動いていただくようお願いしたいです。

【中井副委員長】 スケジュールの⑩で示されている「地域読書活動」と更に左の枠に記入されている「市民読書活動計画」の関係性が見えてこないのですが、こういったものなののでしょうか。

【事務局】 「地域読書活動拠点」を指すもので、脱字がございました。
小坂 申し訳ありません。

【中井副委員長】 「市民読書活動計画」というのは、今後作成していく予定なのではないでしょうか。

【事務局】 その通りです。
小坂 まちづくり協議会等から協力を得ながら、「読書機会の充実」を推し進めていくようなものになるかと思っております。

【中井副委員長】 内容としては、既に作成されている「子ども読書活動推進計画」

の大人版といったようなイメージでよろしいのでしょうか。

【事務局】

亀山参事

そういう側面もあると共に、今般ご審議いただきました、「図書館管理運営の基本的な方針」及び「図書館蔵書計画」に並ぶ図書館サービスの詳細計画を「市民読書活動計画」という名称で今後内容を詰めていければと考えているところです。その中では、さきほど説明がありました地域読書活動拠点や出前図書館等についても、今後どう展開していくのか、より具体的にプランニングしていく細密な内容になるものをご理解いただきたいと思います。

【川辺委員】

図書館フォーラムの内容を検討されるとのことですが、良い取り組みだと思いますので、市民の新図書館に対する期待が高まるものをお願いしたいと思います。しかし、それにあたり、改めて人の話に戻りますが、新図書館整備にあたり「図書館準備室」などを別途設けることをしていない亀山市で、通常の図書館運営業務を行いながら、これらの準備をするのは困難なように思います。はっきり申し上げて、ただでさえ忙しい日々を送っている今現在の図書館スタッフ体制で、働き方改革が謳われているこの時代に、このスケジュールは実現できないように思いますが、委託業者の選定・人員配置・予算における見通しについてはどのように考えておられるのでしょうか。

【草川委員】

直接、人員配置のことになりますが、当然大きな事業を動かすにあたり、教育委員会として、要望をあげさせていただいてはおります。

【川辺委員】

教育委員会としては、それが当然だと思いますが、「市」として図書館整備を進めていくということですから、そこは責任を持ってやるべきで、増員等については市の本気度が伺える部分になります。ここにみえる市の幹部の方々にも、強く後押ししてもらいたいです。

【横山委員長】

事務局より、最後に何かありますか。

【事務局】

亀山参事

委託業務につきましては、従前からご説明させていただいておりますように、新図書館における業務の洗い出し作業を進めていった先に、どの部分を委託に回すのかといった検討に入るものですので、その段階で改めて詰めていく内容になってくるものと考え

えております。

【横山委員長】

ありがとうございました。本日の委員会はこれで終了とさせていただきます。お疲れさまでした。